

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

TEL 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)

URL <http://www.matsuura-apollon.jp>

4

令和8年
2026



Yuki Sugiwara

今月のことば

おもしろきこともなき
世をおもしろく

高杉晋作
(幕末の志士)

税務

令和8年度税制改正のポイント②
「少額減価償却資産」に係る損金算入の特例の見直し

経営

中小企業のための情報セキュリティ管理のイロハ

労務

知っておきたい「子ども・子育て支援金制度」

法務

住所等変更登記の義務化が始まります

コラム

日本人が大好きな桜に異変!?

令和8年度税制改正のポイント② 「少額減価償却資産」に係る損金算入の特例の見直し

中小企業者等の場合、取得価額30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)を年間合計300万円まで、全額その年に費用計上できる「中小企業者等の少額減価償却資産の特例」が適用できます。令和8年度税制改正で、同特例の内容が見直されます。

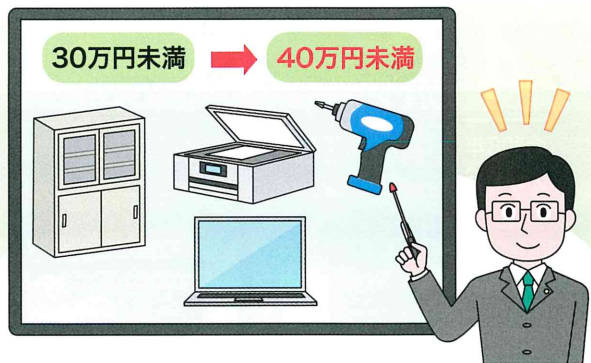
※本稿は、「令和8年度税制改正の大綱」(令和7年12月26日閣議決定)に基づいています。

対象となる少額減価償却資産の取得価額が「30万円未満」→「40万円未満」に引き上げ

中小企業者等を対象として設けられている、「中小企業者等の少額減価償却資産の特例」。これは、一定の要件のもと、取得価額30万円未満の減価償却資産 **そもそも解説①** を取得等したときに、年間合計300万円まで、その全額をその年に費用計上(即時償却)できるものです。

令和8年度税制改正において、特例対象の少額減価償却資産の取得価額 **そもそも解説②** が、「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げられます(4月1日からを予定)。加えて、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されます。ただし、年間合計額は「300万円まで」で現行と変わりません。また、本特例を適用できるのは「常時使用する従業員数400人以下」の中小企業者等とされ、対象企業が縮小されます(現行:従業員数500人以下)。

この特例で処理した少額減価償却資産は、償却資産の申告をする必要があります。なお、令和8年度税制改正により、償却資産に係る免税点 **そもそも解説③** が「150万円」から「180万円」に引き上げられます(令和9年度以後の



年度分の固定資産税について適用)。

今年も「値上げの春」到来? 事業用資産の価格はこまめにチェックを

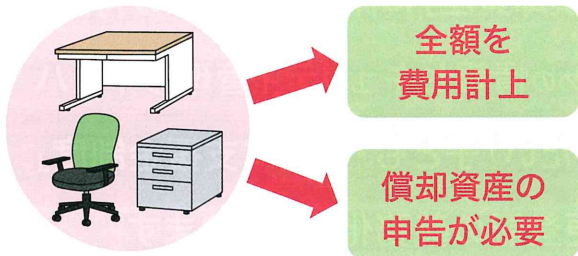
令和8年2月現在、レアアースの調達が今後困難になる可能性が指摘されています。レアアースは半導体や電子部品等に欠かせない素材で、パソコン、タブレット、スマートフォン、自動車、医療用機器等に幅広く使用されています。レアアースの不足はこれらの製品の値上げにつながる事が考えられます。

令和8年度税制改正により取得価額の引き上げは行われますが、年間合計額は「300万円まで」のままのため、製品によっては、これまで10個購入できたものが7~8個しか購入できない——ということも想定されます。

また、4月は多くの企業が新年度を迎えるため、事務機器の需要が高まる時期でもあり、例年、価格変動が起きやすくなっています。「必要なときに手に入らない」という事態に陥る可能性も十分に考えられます。

必要なときに必要な事業用資産を取得できるよう、こまめに価格をチェックしておくといいでしょう。

40万円未満の少額減価償却資産



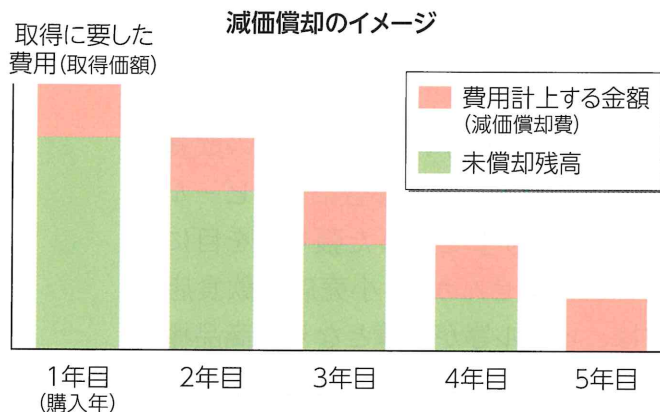
そもそも解説 ①

減価償却資産とは？

事業等の業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具等の資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を「減価償却資産」といいます。土地や骨董品等のように時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産ではありません。

減価償却資産の取得に要した金額(取得価額)は、取得した時に全額費用になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり、分割して費用としていきます。この使用可能期間に当たるものとして、資産の種類に応じて、法定耐用年数が定められています。減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法(定額法や定率法)によって各年分の費用として配分していく手続きです(右)。

減価償却は、正しい期間損益を計算するために必要不可欠な会計処理です。また、減価償却費は支出を伴わない費用であるため、その累計額のみ、自社内に資金が留まることになります。



そもそも解説 ②

取得価額とは？

「取得価額」とは、原則として、その資産の購入代価と、その資産を事業の用に供するために直接要した費用の合計額とされています。また、引取運賃や購入手数料など、資産の購入のために必要な費用(付随費用)を含めることとされています(右)。

なお、「取得価額」に消費税を含めるかどうかは、事業者が採用する経理方式によって異なります(免税事業者は税込経理方式)。

- **税込経理方式** → 消費税額を含む金額が取得価額
- **税抜経理方式** → 消費税額を含まない金額が取得価額

減価償却資産の取得に係る付随費用の取扱い

取得価額に含める付随費用	● 資産購入のために要した費用(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など)
取得価額に含めなくてもよい付随費用	● 租税公課等(不動産取得税、新增設に係る事業所税、登録免許税その他登記または登録のために要する費用など) ● 割賦販売契約等により購入した固定資産の、購入代価と明確に区分されている割賦手数料など

そもそも解説 ③

「免税点」とは？

「免税点」とは、課税標準がある一定の金額等に満たない場合、課税しない——などと税法で規定されている場合の、その「一定の金額等」をいいます。つまり、「課税されないある一定のライン」です(非課税とは異なります)。

償却資産については、課税標準の合計額が150万円未満の場合、固定資産税は課されません(令和8年度税制改正により、この免税点が「180万円」に引き上げられます)。免税点は、「同一市区町村内で、同一人が所有する償却資産の課税標準の合計額」で判定されます。なお、課税標準の合計額が免税点を下回っている場合でも、償却資産申告書の提出は必要です。

中小企業のための 情報セキュリティ管理のイロハ

記憶に新しい、大手飲料メーカーや大手通販サイトが受けたサイバー攻撃。「うちは中小企業だから関係ない」と思い込んでいませんか？ 情報漏洩は、自社だけでなく取引先や顧客まで被害を拡大させてしまいます。自社の情報セキュリティ管理について、いま一度見直してみましょう。

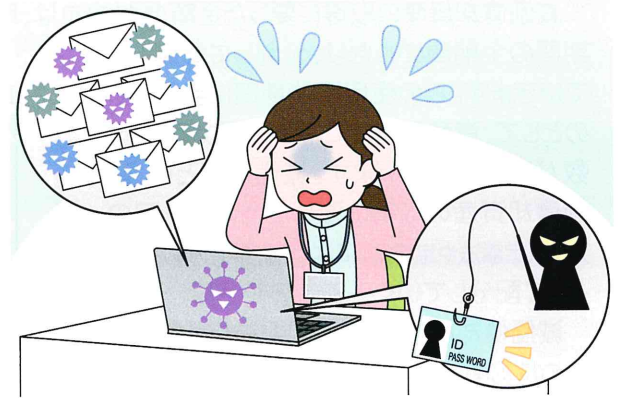
「中小企業だから関係ない」？ いいえ、中小企業だからこそ、対策が必要！

昨年の秋から冬にかけて、なじみの飲食店で、「当面の間、メーカー都合によりビールの銘柄が変わります」といった張り紙を目にした覚えはありませんか？ 小売店や飲食店を営む方は、ビール等が品薄となり、商品棚のラインナップやメニュー表の変更を余儀なくされた方も多かったのではないのでしょうか。

これらは大手飲料メーカーグループが受けたサイバー攻撃に端を発しますが、「サイバー攻撃」と聞くと、「うちみたいな小さい会社には秘密の情報なんかない」「うちはネットワークでつながってないし、パソコンも数台しかない。万が一サイバー攻撃に遭っても漏れる情報はないから大丈夫」などと、他人事のように、あるいは「中小企業だから大丈夫」と、思い込んでいませんか？ 例えば、次のような情報は「秘密の情報」にあたります。

- 従業員のマイナンバー、住所、給与明細
- 顧客や取引先の連絡先一覧
- 取引実績
- 新製品の設計図などの開発情報
- 取引先から「取扱注意」で預かった情報

これらは、どんな規模の企業であっても保持している情報です。犯罪ハッカー集団は、こうした情報を得るため、地域や企業規模にかかわらず、情報セキュリティ体制の弱い企業や組織を虎視眈々と狙っています。むしろ、大企業との取引が多い日本の中小企業は標的とされやすいといえます。



サイバー攻撃等により、情報に関する事故が起こってしまった場合、①被害者への損害賠償等の支払い②取引停止、顧客流出③ネットの遮断等による業務効率のダウン④従業員の士気低下——といったダメージを被る可能性があります。中小企業こそ、情報セキュリティ体制を整えることが大切です。

(独)情報処理推進機構(IPA)では、「5分でできる! 情報セキュリティ自社診断」を公開しています(詳細は下記の二次元コードから)。自社の情報セキュリティ対策がどの程度できているか、簡単にチェックできます。取り返しのつかないことになる前に、まずは自社の現在の状況を把握してみましょう。

独立行政法人情報処理推進機構
「5分でできる! 情報セキュリティ自社診断」
(令和8年2月1日現在)



できるところから始めよう! 中小企業のための「情報セキュリティ5か条」

「何から始めればいいのか分からない」という企業も多いことでしょう。その際は、次の5か条を守るところから始めてみましょう。

1 OSやソフトウェアは常に最新の状態にしよう!

パソコンのOS・ソフトウェアの更新等はいわば「鍵の交換」です。OSやソフトウェアは常に最新版を利用しましょう。パソコンのOSやソフトウェアを古いまま放置していると、ウイルスに感染する危険性がぐっと高くなってしまいます。また、サポートが終了した製品は使わないようにしましょう。



主な対策

- Windows Updateを実行する。
- PDFビューワーやブラウザ等、利用中のソフトウェアを最新版にする。
- 複合機やプリンター、ルーター等、パソコン周辺機器のバージョンも最新版にする。

2 ウイルス対策ソフトを導入しよう!

ウイルス対策ソフトは、怪しい動きを監視する「警備員」です。ウイルス対策ソフトを導入するとともに、ウイルス定義ファイル（パターンファイル）は常に最新の状態になるよう設定しましょう。



主な対策

- ウイルス定義ファイル（パターンファイル）が自動更新されるように設定する。
- OSに標準搭載されているセキュリティ機能を有効活用する。

3 パスワードを強化しよう!

パスワードは、名前や誕生日等、推測しやすいものは避けましょう。また、近年では、パスワードは定期的に変更するよりも、「長く」「複雑に」「使い回さない」ようにするほうが安全といわれています。パスワードは



紙のノートに記録し、鍵付きの引き出し等に保管することも良いでしょう。

主な対策

- パスワードは10文字以上で「長く」、大文字・小文字・数字・記号含めて「複雑に」、名前・電話番号・誕生日・簡単な英単語等は使わず、推測できないようにする。
- 同じID・パスワードを複数サービス間で使い回さない。

4 共有設定を見直そう!

Web上のデータ保管サービスやネットワーク接続した複合機の設定を間違ったために、無関係な人に情報を覗き見られるトラブルが増えています。Webサービスや機器の共有設定を確認しましょう。



主な対策

- Webサービス、ネットワーク接続の複合機・カメラ等の共有範囲を限定する。
- 従業員の異動や退職時には速やかに設定を変更（削除）する。
- 極力、外出先で業務用パソコンをフリーWi-Fiにつながらない。

5 脅威や攻撃の手口を知ろう!

取引先や関係者と偽ってウイルス付きのメールを送る、正規のWebサイトに似せた偽サイトを立ち上げてID・パスワードを盗もうとする——等の巧妙な手口が増えています。脅威や攻撃の手口を知って備えましょう。



主な対策

- IPA等のセキュリティ専門機関のWebサイト等で最新の脅威や攻撃の手口を知る。
- 利用中のインターネットバンキングやクラウドサービス等が提供する注意喚起を確認する。

知っておきたい 「子ども・子育て支援金制度」

子育て支援の財源確保のための新しい仕組みとして、令和8年4月分の医療保険料から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。同支援金は、医療保険料と合わせて、毎月、従業員の給与から徴収(天引き)されるため企業実務にも影響があります。

「子ども・子育て支援金制度」ってなに？

「子ども・子育て支援金制度」は、児童手当や育休給付の拡充など子育て支援に必要な財源を確保する手段として、令和8年4月分から医療保険料とあわせて徴収されるものです。

SNS等では「独身税」といわれていますが、新たな税金ではなく、また独身者のみが負担する制度でもありません。独身者や子育てを終えた人、高齢者を含め、すべての世代と企業が所得に応じて負担するものです。大人たちが協力して子どもを育て、その子どもたちが将来、社会を支えます。そうした支え合いの循環を守るために設けられたのが「子ども・子育て支援金制度」です (図表)。

徴収された支援金の使途は法律で子育て支援関係に限定され、他の目的には流用されません。

いくらを、いつから支払うの？

「子ども・子育て支援金」は、被用者保険(健康保険組合、協会けんぽ等)、国民健康保険(市町村)、後期高齢者医療制度のうち、加入している

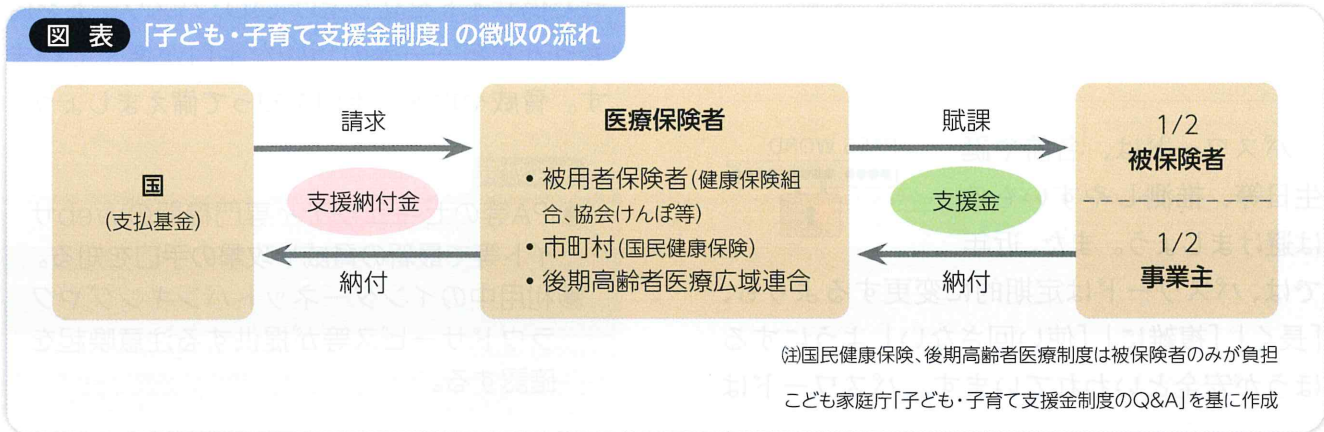
医療保険制度ごとに支援金額が決められます。

被用者保険の場合、標準報酬月額に支援金率(令和8年度は0.23%)を掛けた金額を従業員と事業主が折半します。5月の給与から毎月天引きされ、賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます。

企業の事務負担はどうなる？

「子ども・子育て支援金」は、事業主と従業員との折半のため、企業にも新たな費用負担が発生します。また、従業員の標準報酬月額に応じて支援金額が異なるため、支援金額の算定や徴収などの事務負担が増えることになります。なお、給与明細への保険料の内訳表示(支援金額の追加)は、法令上の義務ではありませんが、従業員へ同制度の理解や周知を促すためにも、内訳を表示することが望ましいといえます。また、給与計算システムの保険料率等の設定変更も必要になります。

TKCの「FXクラウドシリーズ」の給与計算機能は、「子ども・子育て支援金制度」に対応しています。なお、保険料率も自動でセットされるので手入力の必要はありません。



住所等変更登記の義務化が始まります

近年、所有者等が不明な土地が全国で増えており、社会問題となっています。この問題解決のため、令和8年4月1日から、不動産の所有者は、住所や氏名・名称の変更日から2年以内の変更登記が義務付けられます。義務化前(令和8年4月1日より前)の変更も対象になるため注意しましょう。

住所等変更登記の義務化のポイント

1. 住所や氏名・名称の変更の日から2年以内に登記
2. 義務化前(令和8年4月1日より前)の変更も対象
3. 「スマート変更登記」で安心! 法務局が変更登記

1. 住所や氏名・名称の変更の日から2年以内に登記

令和8年4月1日から、不動産の所有者(所有権の登記名義人)は、氏名もしくは名称または住所(以下「住所等」)に変更があったときは、その変更日から2年以内に変更の登記を法務局に申請することが義務付けられます。

正当な理由なく、その申請を怠ったときは、5万円以下の過料の適用対象となります*。

*法務局の登記官は、義務に違反した者に対し、相当の期間を定めて義務の履行を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、その期間内に申請・申出がされないときに限り、裁判所への通知(過料通知)を行います。

2. 義務化前(令和8年4月1日より前)の変更も対象

住所等変更登記の義務化の施行日(令和8年

4月1日)より前に住所等の変更があった場合についても、義務化の対象となります。

この場合、令和10年3月31日までに変更登記をする必要があります。

3. 「スマート変更登記」で安心! 法務局が変更登記

「スマート変更登記」は、不動産の所有者が必要な情報を事前に法務局へ登録しておくことで、住所や氏名等に変更があったときに法務局が職権で変更登記をしてくれるサービスです。

個人の場合は、住所や氏名の変更があった場合、法務局において住所等の変更の事実を確認し、本人の了解を得た上で、職権で変更登記が行われます(図表)。

法人の場合は、本店・主たる事務所の住所や会社・法人の名称に変更があった場合に、法務局において住所等の変更の事実を確認して、職権で登記が行われます。

「スマート変更登記」の利用方法はこちらから
法務省Webサイト
「住所等変更登記の義務化特設ページ」
(令和8年2月1日現在)



図表 「スマート変更登記」のイメージ(個人の場合)



法務省「職権による住所等変更登記の手続イメージ(自然人の場合)」を基に作成

日本人が大好きな桜に異変!?



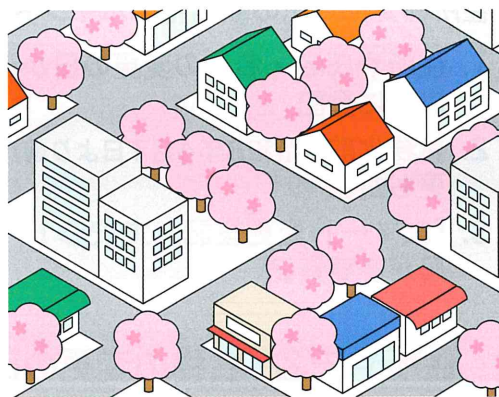
毎年3月末から5月の連休にかけて、「桜前線」が日本列島を駆け抜けます。桜の季節になると、「春が来た」と感じる人も多いのではないのでしょうか。多くの日本人にとって特別な樹木である桜ですが、近年、その桜に大きな異変が起こっていると指摘されています。

Merci/PIXTA

全国各地でお花見ができるワケ

桜といえば、ソメイヨシノを思い浮かべる人も多いはず。ソメイヨシノは江戸時代末期に品種改良によって生み出されたといわれ、①「接ぎ木」で増やしやす②成長が早い③クローン（同一遺伝子）のため個体差がなく一斉に開花する④花付きが良いため見栄えがする——といった特徴があります。こうしたことから、明治時代以降、全国各地の公園や寺社などの公共的な場所に植栽され、多くの人に親しまれてきました。

さらに戦後の高度経済成長期に全国各地で大規模植栽がなされ、「桜の名所」が相次いで誕生。日本の多くの場所でお花見ができるのは、こういうワケがあったのです。



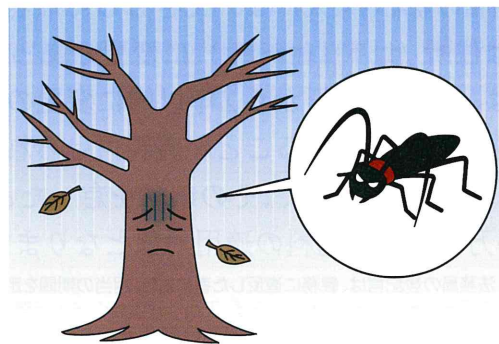
人だけじゃない！桜も「高齢化」「気候変動」の壁に直面

ソメイヨシノは、良好な環境で適切な管理がなされていれば、樹齢100年以上になるともいわれています。ところが、「高齢化（老木化）」すればするほど人手と費用がかかることも事実。近年、管理上の問題から世話不足となり、衰退が進んで花を付けなくなったり、枯れたり、倒れたりしてしまうソメイヨシノが全国的に増えています。

また、「クローンのため個体差がない」という長所は、裏を返せば、害虫や病気、気候変動の影響を一気に受けやすい——という短所にもなり得ます。実際に、気候変動による気温の上昇は生育や開花に大きな影響を与えることが分かっており、東京におけるソメイヨシノの開花日は、この100年間に約2週間早くなっているとのデータも。桜の北限も、今後はより北上することが指摘されています。

各地でさまざまな異変が起こっているなか、桜の状況を写真で記録・保存し、AIを活用して分析するなどして、桜の保全に乗り出す自治体も出てきました（東京都目黒区など）。

今年のお花見は、楽しむだけでなく、桜の未来に思いを馳せる機会としても良いかもしれません。



今月のことば

おもしろきこともなき世をおもしろく 高杉晋作（幕末の志士）

1839（天保10）年に長州藩士の子として生まれる。19歳の頃「松下村塾」の門下生となり、吉田松陰と出会う。その後「奇兵隊」を結成し倒幕運動を牽引。俊敏な行動力と革新的な発想で維新の原動力となる。高杉の「辞世の句」とされるこの言葉。「どんな状況であれ、自分の心の持ち方次第で人生はおもしろく生きられる」というもの。「何事も楽しもう」という気概があれば、前を向いて一歩踏み出す力もわいてくる。さあ、4月。ポジティブな気持ちで新たなスタートを切ろう！